

文字入力方法特許の侵害判断

～中国におけるソフトウェア特許の侵害判断～

中国知的財産権訴訟判例解説（第82回）

北京百度ネットワーク情報科技有限公司
上訴人（原審被告）

北京搜ゴウ科技发展有限公司、北京搜ゴウ情報サービス有限公司
被上訴人（原審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

ソフトウェア特許については、請求項中にできるだけ侵害を外部操作を通じて容易に確認できるように記載することが重要である。

本事件においてはスマートフォン上の文字入力ソフトウェアにおいて、「入力焦点」の文言解釈、及び、対象となるソフトウェアとAndroid OS（オペレーティングシステム）との協働処理との関係が争点となった。

北京高級人民は、請求項中に権利範囲を減縮するような記載は存在せず、また文字入力処理を行う上で、OSとの協働処理は必然的に存在するものであるから、被告の入力方法は、特許発明の技術的範囲に属するとの判決を下した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

北京搜ゴウ科技发展有限公司（原告）は、「入力過程中情報を削除する方法及び装置」と称する中国発明特許特許番号200810116190. 8（以下、190特許という）を所有している。190特許は、2008年7月4日に出願され、2011年9月28日に登録された。

争点となった請求項1は以下の通りである。

1. 入力過程中に情報を削除する方法において、

1 北京高級人民 2018年11月30日判決（2018）京民終498号